

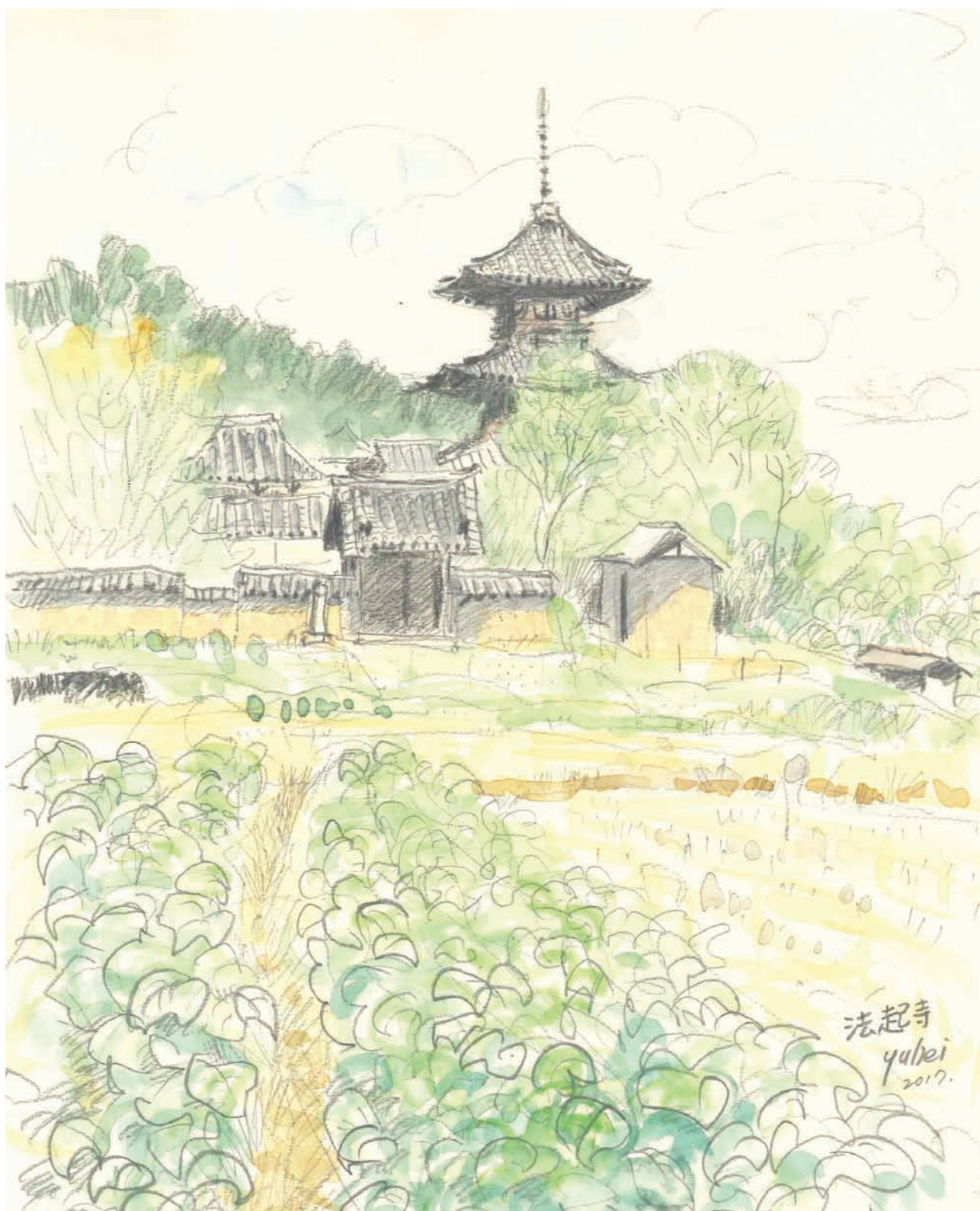
法人かまた 第474号 平成29年9月1日発行(隔月<奇数月>1日発行)平成4年12月11日第三種郵便物認可

法人かまた

THE KAMATA NEWS No.474

2017.

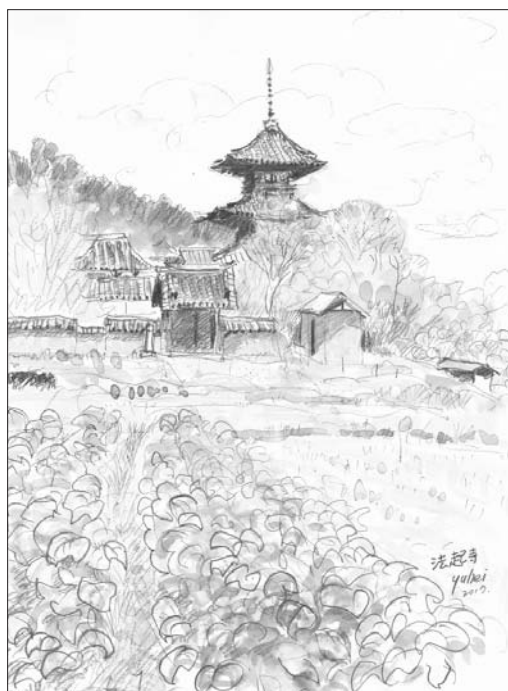
9/10



法起寺(ほうきじ)/スケッチ 山下雄平

<http://www.tohoren.or.jp/kamata>

● 蒲田税務署人事異動	1
● 青年部会視察研修会(韓国・済州島)	2
● 女性部会文化鑑賞会／青年部会イブニングセミナー	3
● 会員増強月間のお知らせ	4
● 西六郷・糎谷支部税務研修会／各種セミナー開催	5
● 税務ニュース	6
● 都税だより	7
● 新入会員紹介	8
● 大田の工匠 Next Generation 受賞者紹介	8～9
● 近時の労働法改正の重要ポイントと実務対応	10
● 私のすすめる店／読者のひろば	11
● デスクサイド／9・10・11月の予定	12



表紙スケッチについて

夏休みに奈良の斑鳩に行ってきました。

JR大和路線の法隆寺駅で降り、駅前のレンタサイクルを借り、快晴の下、藤の木古墳を見てから法隆寺に向かいました。

残念ながら中門は工事中で、法隆寺の五重塔だけをスケッチすることにしました。

日差しよけに裏門の陰でスケッチしていたら、中から若いお坊さんが出てきて、スケッチは禁止ですと注意され撤収。

気分を変えて、斑鳩の里をサイクリングして、法起寺のスケッチをしました。

706年建立のこの塔は国宝で、日本に現存する最古の三重塔とのこと。

畑のあぜ道でスケッチしていると、耕運機の音が聞こえてきました。



蒲田税務署

人事異動発令される

新体制(着任・留任)

氏 名	役 職	前 任 地
小原 隆 こはら たかし	署長	税務大学校 和光校舎総合教育部 主任教授
阿部 幸栄 あべ こうえい	副署長(総務・徴収・個人・資産担当)	東京上野署 副署長
田口 敏也 しや ともや	副署長(管理運営・法人担当)	国税庁 調査査察部調査課 主査
内田 匡史 うちだ まさひと	特別国税調査官(法人税等担当)	川崎南署 副署長
柏 宣行	総務課長	留 任
矢島 章	特別国税調査官(法人税等担当)	神奈川署 特別国税調査官(法人調査担当)
酒井 秀幸	特別国税調査官(法人税等担当)	荻窪署 法人課税第1部門 統括官
岡野 正明	法人課税第1部門統括官	留 任
澤山 三喜雄	法人課税第2部門統括官	平塚署 法人課税第2部門 統括官
岩崎 直樹	法人課税第3部門統括官	鎌倉署 法人課税第2部門 統括官
大和田 学	法人課税第4部門統括官	藤沢署 法人課税第4部門 統括官
小柳 一郎	法人課税第5部門統括官	国税局 総務部事務管理第2課 情報処理第4部門電子計算第1係 係長
鈴木 裕康	法人課税第6部門統括官	留 任
姫野 雄二	審理専門官(法人課税事務担当)	川崎北署 審理専門官(法人課税事務担当)
岩田 耕治	法人課税第1部門連絡調整官	留 任
上野 大二郎	総務課課長補佐	留 任
柳岡 和也 やなおか	法人課税第1部門 上席調査官(審理担当)	国税局 調査第一部調査開発課 調査官
藤村 智治	法人課税第1部門 上席調査官(消費税・印紙税担当)	留 任
熊本 忠	法人課税第2部門 上席調査官(源泉審理担当)	留 任

異動等された方々

氏 名	役 職	新 任 地 等
御園生 渉	署 長	退 職
奥 幸二郎	副署長(総務・徴収・個人・資産担当)	麻布署 特別国税調査官(個人調査担当)
大塚 孝道	副署長(管理運営・法人担当)	財務省
伊藤 久男	特別国税調査官(法人税等担当)	横浜中署 酒類指導官付上席調査官
原子 正幸	特別国税調査官(法人税等担当)	退 職
菊池 均	特別国税調査官(法人税等担当)	日本橋署 特別国税調査官(法人調査担当)
名倉 光明	法人課税第2部門 統括官	横浜南署 法人課税第2部門 統括官
城所 幸夫	法人課税第3部門 統括官	世田谷署 法人課税第3部門 統括官
五十嵐 記子	法人課税第4部門 統括官	国税局 課税第二部法人課税課主査
塚田 潔	法人課税第5部門 統括官	芝署 法人課税第6部門 統括官
高村 明	審理専門官(法人課税事務担当)	品川署 審理専門官(法人課税事務担当)
松永 秀行	法人課税第1部門 上席調査官(審理担当)	横浜中署 法人課税第1部門 上席調査官(審理担当)

〔敬称略〕

韓国濟州島カジノ視察

都のカジノ構想へ向けた

新たなビジネスチャンスのために



濟州島の初上陸のポイント・龍頭岩にて

今年の青年部会視察研修会は「韓国濟州島・カジノ視察」都のカジノ構想へ向けた新たなビジネスチャンスのために」と題し、七月七日から七月九日の二泊三日の行程で総勢十名が参加しました。

成田空港出発ロビーに朝八時集合、そして九時四十五分の大韓航空濟州島直行便に搭乗。韓国最南端に位置する濟州島へは、成田から約二時間四十分程のフライト、沖繩に行くのとあまり変わらないような印象で、あつと言う間に到着しました。到着後現地ガイドさんに観光バスで案内頂き、まずは濟州島の観光地である龍頭岩を観光し、その後旧市街にある三姓穴と呼ばれる遺跡を見学しました。この三姓穴は濟州島の聖地



パラダイスカジノの入口・店内は撮影NG



濟州島の最も有名な世界遺産・城山日出峰の階段

となっており、その由来は三つの洞窟から三神人と呼ばれる濟州島の最初の住民が現れたと言う伝説によるそうです。濟州島は火山島で島のいたる所で火山活動によって作られた玄武岩が多く見られ、旧役所庁舎の遺跡等古い建造物には必ずと言って良いほど、この玄武岩がふんだんに使われておりました。濟州島の気候は、七月と言う事も夏真っ盛り、日中に外を歩くと汗が止まらない程でした。韓国のハワイと言われる所以はこのように非常に温暖な気候と火山島であると言う事なのだと納得しました。

市内を観光した後、今回の宿泊地であるメゾンランドチェジュホテルへチェックイン、そして韓国料理レストラン「豚家」にて韓国式のし

やぶしやぶや、韓国の焼酎とマッコリ等を頂き舌鼓を打ちました。一日目の行程はここまでで、その後、各自夜の濟州島を楽しんだようです。小生はホテルの目の前のマッサージ店で韓国式のマッサージを受け、翌日に備えました。

翌日は、ゴルフ組と観光組に分かれて行動。ゴルフ組は濟州島で一番とも言われるピンクスカントリークラブへ、観光組は、島内の城山日出峰や万丈窟等の世界自然遺産を満喫されたようです。小生はゴルフ組で初海外ゴルフでした。天気は生憎深い霧が発生しておりコースの全容が全く見えない状態でのプレーとなりました。全身びしょ濡れになりました。そんななかホールアウト。その後観光組と合流し、韓国式ドラム缶黒豚焼肉でお腹を満たし、今回のメインイベントとなりますメゾンランドチェジュホテルで営業しているパラダイスカジノへ赴きました。パラダイスカジノは我々が宿泊している

ホテルの一階にあり、外国人専用なのでパスポートを持っていないと入場出来ないシステムです。パラダイスカジノの日本マレーケティンチーム所属で大阪事務所長の趙英シン（うかんむりに辰）氏より韓国のカジノ

研修をして頂きました。その中で印象的だったのは、チェジュ店での年間売上が四十億円程度あるが、裕福な外国人客を韓国最南端に位置する濟州島まで誘致するための「営業経費」が売上の半分以上を占めており、年度によっては赤字となる場合もあるほど優良な顧客の確保は難しいと言う事でした。一見華やかに見えるカジノビジネスですが、実情はそう甘い物ではないのだと感じました。濟州島は確かに世界自然遺産やゴルフ場等リゾート観光施設とカジノ施設が混在する典型的なIntegrated Resort（統合型リゾート）であり、日本でも可決されたR推進法により誘致されるであろう日本のカジノリゾートのお手本とも言える場所ですが、その濟州島よりも更に極東に位置するこの日本、この東京で果たしてカジノとリゾートを統合した「R」を作る事が日本経済全体にとって吉と出るのか、はたまた凶と出るのか、当たるも八卦、当たらずぬも八卦では済まされない、非常に厳しい現実を垣間見させて頂く貴重な体験をする事が出来ました。そして三日目は、再びゴルフ組と市内観光組に分かれ、濟州島を満喫し、午後帰路に着きました。某部会長のゴルフバッグが消えるなどの些細なハプニングはありましたが、全員無事帰国する事が出来ました。来年もまた今回のような有意義かつ楽しい研修会を企画して参りたいと思います。

〈青年部部会長 杉山 英祐 記〉

劇団四季「オペラ座の怪人」を鑑賞

at KAAT 神奈川芸術劇場



七月十四日、蒸し暑い週末の金曜日、横浜のKAAT神奈川芸術劇場にて劇団四季の「オペラ座の怪人」が十三時三十分より開演いたしました。

部会で募集した参加定員の四十席は完売し、キヤンセル待ちが出るほどの人気でした。

当日の会場は、学生の姿があちこち見られ、若い人から熟年世代まで幅広い年齢層で埋まっておりました。私達は右端と左端に分かれましたが、隣の人と挨拶を交わし、ワクワク気分です席に着き、幕が上がると待っていました。その後、真っ暗になり生演奏と共に素晴らしい歌声で幕が開けました。

オペラ座の地下には醜い姿の怪物がいるという。コーラスガールの中でも一際素晴らしい歌声の持ち主であるクリスティーンは、幼い頃から亡き父の贈り物【音楽の天使】にレッスンを受けていたという。幼なじみのラウルは美しく成長したクリスティーンに恋焦がれていました。クリスティーンを



重厚感漂うKAAT神奈川芸術劇場の内部



中華街が近いのでお勧めランチマップを作成しました!

プリマドンナに仕立て上げ、夜ごと彼女に歌を教えていた【音楽の天使】とは、その怪人であったのです。彼女の澄んだ素晴らしい声、パイプオルガンの荘厳な響きはいつまでも心に響き渡っています。高音の響き、バレエの手の先までの美しさ、皆、拍手喝采でした。カーテンコールで何度も出演者が現れ、客席は総立ちになりました。

この名作は、映画化、テレビ化されているようですが、ミュージカルという生演奏による、また一味違った趣を味わわせていて生涯忘れられない思い出となりました。

次回の企画にも沢山のご参加をお待ちしております。

〈女性部会副部会長 保科恵子 記〉



作り方を優しく、丁寧に指導してくださるRYUJI先生

青年部会 第1回 イブニングセミナー アロマジュエリー製作



〔講師〕認定ジュエリーコーディネーター RYUJI先生

青年部会の本年度第一回イブニングセミナーを七月十八日に、開催しました。講師には、認定ジュエリーコーディネーターのRYUJI先生をお迎えしました。今回は、癒しの定番、アロマの効能をわかりやすく教えて頂き、アロマジュ



エリーを作成しました。RYUJI先生は、一般社団法人日本ジュエリー協会の認定、ジュエリーコーディネーターの資格をお持ちで、アロマジュエリーで世界的に活躍さ

れています。セミナーでは、スワロフスキーと同品位の美しい輝きのクリスタルビーズで（男性でも使える）サンガラス掛けやブレスレットになるアロマジュエリーの作り方を優しく、丁寧に教えて頂きながら作成しました。ビーズの中にはアロマを垂らした綿が入っていて持っているだけでアロマの効果が得られる様になっています。最初は、色々な意味で心配していましたが、最後は皆さん楽しんでオリジナルの作品を作成しました。講演後は、いつも通り、RYUJI先生を囲み美味しいお弁当を頂きながらの懇親会、楽しい時間を過ごした。参加の皆様と共有することが出来ました。

〈青年部会副部会長 遠藤俊一 記〉

会員増強月間のお知らせ

毎年10月～12月は「会員増強月間」です。
 蒲田法人会では、新しい仲間を募集しております。
 ぜひ、ご紹介ください。

「税金のことはどうもネ…」「色々やりたいけどうちでは小さな会社だから…」

「社長って案外孤独なんだなあー」

そんなお悩みを持つ経営者のお手伝いをする「よき経営者をめざすものの団体」…それが法人会です。

蒲田法人会は65年以上の歴史を持ち、現在3,000社以上の企業にご加入頂いております。

総会懇親会



チャリティー寄席



賀詞交歓会



総会特別講演



ボウリング大会



ブロック税務研修会



多摩川河川敷清掃活動



租税教室



社会保険講座



●蒲田法人会ホームページ

<http://www.tohoren.or.jp/kamata>

お問い合わせ

蒲田法人会・事務局
 tel.03-3734-7300

西六郷・糀谷支部税務研修会

西六郷支部税務研修会・活動報告会



【開催日】6月15日(木)
 【会 場】西六郷一丁目町会会館
 【研 修】「キャリアアップ助成金」
 【講 師】社会保険労務士 毛利 敏也 氏
 【参加者】34名

糀谷支部税務研修会・活動報告会



【開催日】6月23日(金)
 【会 場】南蒲田「若松」
 【研 修】「平成29年度税制改正について」
 【講 師】糀谷支部長 平塚 隆志 氏
 【参加者】33名

セミナー開催

決算法人説明会



【開催日】6月16日(金)
 【会 場】大田区消費者生活センター
 【研 修】決算手続きの注意事項
 【講 師】税理士 松島 由紀子 氏
 【参加人数】45名

源泉税新任講座

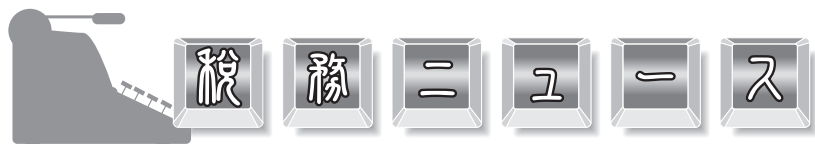


【開催日】6月13日(火)
 【会 場】蒲田法人会館4階
 【研 修】初めての人の為の源泉徴収の仕組みと手続き
 【講 師】蒲田税務署 熊本上席調査官
 【参加人数】21名

諸問題講習会



【開催日】6月15日(木)
 【会 場】蒲田法人会館4階
 【研 修】売上拡大に繋がるホームページ活用
 【講 師】NTT東日本 オフィス営業部担当
 【参加人数】11名



年末調整等説明会の開催のお知らせ

税務署及び区役所では、年末調整のしかた並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続きを円滑に行っていただくため、下記の日程にて説明会を開催いたします。

なお、説明会では「年末調整のしかた」などを用いて説明いたしますので、関係書類等をご持参の上、ご来場願います。

開 催 日	11月7日 (火)	11月9日 (木)	11月10日 (金)
説明会会場	大田区民センター 新蒲田1-18-23	大田区産業プラザ 南蒲田1-20-20	
開 催 時 間	● 用紙配布 午後1時00分～1時45分 ● 説 明 会 午後1時45分～4時30分		
対 象 地 域 (※)	下丸子 多摩川 矢 口 東矢口 新蒲田 西蒲田 西六郷	蒲 田 東蒲田 蒲田本町 南蒲田 東糀谷 仲六郷	西糀谷 北糀谷 萩 中 羽 田 羽田旭町 羽田空港 本羽田 東六郷 南六郷

※ 対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

◆ お車でのご来場はご遠慮ください。

◆ 年末調整に必要な諸用紙は、説明会場で配布いたします。

なお、説明会当日の混雑の緩和のため、給与支給人員100人以上の方につきましては、蒲田税務署において事前に国税関係用紙を配布いたします（請求枚数等を事前に確認の上、ご来署下さい。）。

◆ 年末調整に必要な諸用紙（扶養控除等（異動）申告書など）は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「申請・届出様式」からも入手することができます。

中小企業者向け省エネ促進税制

～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・ 資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対 象 設 備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・ 特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減 免 額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得時の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対 象 期 間	（法人）平成33年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）平成32年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減 免 手 続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください

東京都 環境減税

検 索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

お問い合わせ先

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班（品川都税事務所 03-3774-6666）
 - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）03-5990-5091



株式会社城南
金属部品製造業

高橋 直子

MC加工の高い技術とノウハウを
駆使して防衛・宇宙関連向け
特殊材料の切削加工を行う。

●受賞理由

防衛・宇宙用の部品加工を3次元CAD/CAMで設計し、MC加工の高い技術とノウハウを駆使して様々な特殊材料の切削加工を行い、顧客から高い信頼を得ています。また、製造部のリーダーとして生産部門をまとめ、当社のISO14001・ISO9001取得に大きく貢献したことを高く評価しました。同僚との連携や、若手技術者への指導・育成も積極的に行っており、今後に期待をしています。

●受賞コメント

10年近く金属の切削加工に取り組んできたことが認められて大変光栄に思っています。会社として防衛・宇宙関係の仕事が多いので、高い機密性が要求されることはもちろん、手順から材料、使う工具まで制約があり条件としては厳しいものがあります。一つのミスが致命的なことになるので、部下が技術を習得するまでは細かい指示をしています。そんな中で、加工方法が工夫でき実際に製造して稼働したときに仕事のやりがいを感じます。



〒144-0046 大田区東六郷3-24-13 TEL.03-3731-5675(代) FAX.03-3738-1833 <http://www.jn-co.com/>



株式会社三輝
金属製造業

山本 純二

自社内で自動機を製作し
稼働させることで、
生産性とコスト削減に大きく貢献している。

●受賞理由

工業用高圧ガスの継手部品を製作している企業において、省力化と部品調達、ネットワーク管理に従事。自社内で自動機を製作し、生産性の向上に大きく貢献したことを高く評価しました。また、機械設計から、電気配線、部品製作まですべての作業をこなし、特に主力製品である工業用流体継手において組立の加工条件の均一化や全数検査の実現など、製品の安全性・信頼性の向上に貢献した点も高く評価しました。

●受賞コメント

私の仕事は「匠」のイメージから離れているかもしれませんが、私の受賞により、こういう自社内装置の開発という仕事にスポットが当てられたことに感謝しています。装置設計をしていて大切にしていることは、誰でも故障箇所がわかるシンプルな設計であること、部品がすぐに調達できることです。そのために部品を作ったりプログラムも自分で組むようにしています。これから低コストで様々な装置が作れるよう取り組んでいきます。



〒144-0032 大田区北糀谷1-20-8 TEL.03-3742-2345(代) FAX.03-3745-2359 <http://www.sanki-web.info/>

新入会員の皆さまです

平成29年6月～平成29年7月

◆支部名	◆法人名	◆住所	◆業種
糀谷	(株)アイナ	西糀谷4-4-16	製造業
糀谷	一般社団法人あきやま	西糀谷1-28-8	資産運用
蒲田西口	(株)武蔵社中	西蒲田8-24-1 ミマツビル4階	コンサルタント業
蒲田西口	(株)Around the way	西蒲田7-26-10 第10春野ビル5F	飲食
管外	(株)上原工業	久が原6-5-6	建設業
管外	(株)アキバ	西葛西7-26-5	タクシー運送業

大田の工匠 Next Generation

—— 平成28年度 ——

～大田区の将来を担う優秀技術者表彰～



当会の会員4名の方が表彰されました。



株式会社桂川精螺製作所
金属製品製造業

池田 和久

多能工としての幅広い
技術・技能とともに、金型検討から放電・
各種工作機械加工まで行う。

●受賞理由

旋盤、フライス盤、放電加工機など高品質が要求される自動車部品の金型や工具の製作の技術を有しています。30年近い経験を生かした、金型検討から放電・各種工作機械加工まで多能工として幅広い技術・技能を高く評価しました。企業イメージをあげる社会貢献や将来の新素材加工、また若手技術者への技術伝承にも取り組んでいます。今後も「大田の工匠Next Generation」の受賞者として幅広く活躍されることを期待しています。

●受賞コメント

放電加工に長い間携わっており、私なりに経験、ノウハウを修得してきたつもりです。今回の受賞によって、これまでの苦勞が報われた思いがしています。先輩の指導に関しては、最初に一通りの流れを見せて説明したあとは、自分でどうしたいか考えさせるようにしています。考えて納得することで技術を自分のものにできるからです。私自身としては、今後はチタンなどの難加工材にも取り組んでいきたいと考えています。



〒146-8522 大田区矢口3-24-1 TEL.03-3759-1111(代) FAX.03-3759-1199 <http://www.katsuragawa-seira.com/>



株式会社極東精機製作所
金属製品加工業

鈴木 英雄

旋盤加工のスペシャリストとして、
難削材の加工や難易度が高い
製品加工に挑む。

●受賞理由

旋盤加工のスペシャリストであり、汎用旋盤、ターレット旋盤からNC旋盤に至るまでを使いこなし、インコネル、ステライト、チタンなど難削材の加工や難易度が高い製品加工を手掛け、自社の顧客確保に貢献したことを高く評価しました。また、若手技術者への指導・育成にも熱心であり、言葉の壁のある外国人作業員や、インターンシップで参加する若い人材に対しても懇切丁寧な指導を行い、多くの人材を一人前に育ててきている点も高く評価しました。

●受賞コメント

受賞が決まり責任を感じています。NC旋盤を中心にターレット旋盤、汎用旋盤を使って製品加工を手掛けてきましたが、これまでに修得してきた旋盤加工技術をさらに発展させ、新たな難しい加工に挑戦していきたいと考えています。若い社員に対しては教えるよりもやってみろという考えで自主性を重んじて指導しています。微力ながら私の今回の受賞が、会社の活性化につながればうれしいと思っています。



〒144-0035 大田区南蒲田2-19-4 TEL.03-3734-6461(代) FAX.03-3731-0442 <http://www.kyokutouseiki.co.jp/>

近時の労働法改正の重要ポイントと実務対応

(株)人事サポートプラスワン代表取締役 松本健吾

① はじめに

毎年、さまざまな労働関係法令が改正され、企業には、就業規則の見直しや新たな制度づくりなどが求められます。特に、改正時期

き改正やこれからの対応として早めに準備しておくべきこともあります。そこで、少しでもありますが、最近の動きを見てみましょう。

② 改正育児・介護休業法

平成29年1月には、「育児・介護休業法」が改正されました。多くの改正点があります。そのなかでも最も重要な見直しポイントは、「介護休業の分割取得」です。

93日という介護休業の期間は変わりませんが、改正前は、対象家族1人につき、要介護状態ごとに1回のところ、改正後は、対象家族1人につき、要介護状態に関係なく3回までとなりました。

また、妊娠・出産・育児休業等の不利益取扱いの禁止に加えて、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（いわゆる「マタハラ」）についても防止措置を講じることが

義務付けられました。最近では、ハラスメントにまつわる問題も多く、セクハラやパワハラと合わせて見直しをしましょう。

そして、10月には、原則1歳までの育児休業を6か月延長しても保育所に入所できない場合等に限り、さらに6か月（2歳に達する日まで）の再延長が追加される予定です。

また、妊娠・出産・育児休業等の不利益取扱いの禁止に加えて、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（いわゆる「マタハラ」）についても防止措置を講じることが

義務付けられました。最近では、ハラスメントにまつわる問題も多く、セクハラやパワハラと合わせて見直しをしましょう。

そして、10月には、原則1歳までの育児休業を6か月延長しても保育所に入所できない場合等に限り、さらに6か月（2歳に達する日まで）の再延長が追加される予定です。

また、妊娠・出産・育児休業等の不利益取扱いの禁止に加えて、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（いわゆる「マタハラ」）についても防止措置を講じることが

義務付けられました。最近では、ハラスメントにまつわる問題も多く、セクハラやパワハラと合わせて見直しをしましょう。

そして、10月には、原則1歳までの育児休業を6か月延長しても保育所に入所できない場合等に限り、さらに6か月（2歳に達する日まで）の再延長が追加される予定です。

また、妊娠・出産・育児休業等の不利益取扱いの禁止に加えて、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（いわゆる「マタハラ」）についても防止措置を講じることが

義務付けられました。最近では、ハラスメントにまつわる問題も多く、セクハラやパワハラと合わせて見直しをしましょう。

そして、10月には、原則1歳までの育児休業を6か月延長しても保育所に入所できない場合等に限り、さらに6か月（2歳に達する日まで）の再延長が追加される予定です。

また、妊娠・出産・育児休業等の不利益取扱いの禁止に加えて、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（いわゆる「マタハラ」）についても防止措置を講じることが

義務付けられました。最近では、ハラスメントにまつわる問題も多く、セクハラやパワハラと合わせて見直しをしましょう。

そして、10月には、原則1歳までの育児休業を6か月延長しても保育所に入所できない場合等に限り、さらに6か月（2歳に達する日まで）の再延長が追加される予定です。

また、妊娠・出産・育児休業等の不利益取扱いの禁止に加えて、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（いわゆる「マタハラ」）についても防止措置を講じることが

義務付けられました。最近では、ハラスメントにまつわる問題も多く、セクハラやパワハラと合わせて見直しをしましょう。

そして、10月には、原則1歳までの育児休業を6か月延長しても保育所に入所できない場合等に限り、さらに6か月（2歳に達する日まで）の再延長が追加される予定です。

また、妊娠・出産・育児休業等の不利益取扱いの禁止に加えて、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（いわゆる「マタハラ」）についても防止措置を講じることが

義務付けられました。最近では、ハラスメントにまつわる問題も多く、セクハラやパワハラと合わせて見直しをしましょう。

そして、10月には、原則1歳までの育児休業を6か月延長しても保育所に入所できない場合等に限り、さらに6か月（2歳に達する日まで）の再延長が追加される予定です。

また、妊娠・出産・育児休業等の不利益取扱いの禁止に加えて、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（いわゆる「マタハラ」）についても防止措置を講じることが

義務付けられました。最近では、ハラスメントにまつわる問題も多く、セクハラやパワハラと合わせて見直しをしましょう。

そして、10月には、原則1歳までの育児休業を6か月延長しても保育所に入所できない場合等に限り、さらに6か月（2歳に達する日まで）の再延長が追加される予定です。

また、妊娠・出産・育児休業等の不利益取扱いの禁止に加えて、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（いわゆる「マタハラ」）についても防止措置を講じることが

義務付けられました。最近では、ハラスメントにまつわる問題も多く、セクハラやパワハラと合わせて見直しをしましょう。

そして、10月には、原則1歳までの育児休業を6か月延長しても保育所に入所できない場合等に限り、さらに6か月（2歳に達する日まで）の再延長が追加される予定です。

また、妊娠・出産・育児休業等の不利益取扱いの禁止に加えて、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（いわゆる「マタハラ」）についても防止措置を講じることが

義務付けられました。最近では、ハラスメントにまつわる問題も多く、セクハラやパワハラと合わせて見直しをしましょう。

そして、10月には、原則1歳までの育児休業を6か月延長しても保育所に入所できない場合等に限り、さらに6か月（2歳に達する日まで）の再延長が追加される予定です。

③ 改正労働契約法

平成25年4月に導入された労働契約法による「無期転換ルール」が、早ければ平成30年4月に5年が経過し、労働者の申込みに基づき、無期労働契約に転換することになります。

しかし、「有期雇用特別措置法」により、高度専門職や継続雇用の高齢者などは、都道府県労働局長の認定を受けることで特例が適用されます。

無期転換ルールの理解はもちろん、転換後の雇用形態や労働条件といったしくみづくりに加えて、特例の適用も検討する必要があります。

もう一つ注目されるのは「長時間労働の是正」で、三六協定の上限規制の罰則の強化や特別条項の在り方が取り上げられています。

これも単なる残業削減として取り組んでも解決は困難で、働き方を見直さなければなりません。

なお、平成28年に予定されていた労働基準法の改正も気になるところですが、いまだ審査中であり、長時間労働の是正が先行する可能性が高いです。

このように「働き方改革」

は、企業に大きな影響を及ぼすものであり、まだまだ見直しが進んでいきます。注目して情報収集に努めましょう。

また、すでに施行されている改正でも、対応ができていないのではないかと不安に思うこともあります。

さらに、実務的な運用が正しく行われているかの検証も必要です。法改正の対応がひと段落している今こそ、内部監査的な視点で確認してみてください。

労働基準監督署の定期監督の実施結果をみると、ここ数年間、「労働時間」「割増賃金」「労働条件の明示」に関する違反がワースト3として挙げられています。

これらの事項を中心に精査することがよいでしょう。

そして、改正法の情報を中心にバージョンアップし続けることが重要です。

④ これから

政府の働き方改革実現会議において、「同一労働同一賃金ガイドライン案」がまとめられました。

労働契約法やパートタイム労働法による均衡待遇をさらに進めた考え方といえますが、定年後の再雇用も含め、雇用形態の違いによる格差については、すぐに解決できる問題ではありません。基本的な考え方だけでも先取りし、働き方の見直しを進める必要があるでしょう。

もう一つ注目されるのは「長時間労働の是正」で、三六協定の上限規制の罰則の強化や特別条項の在り方が取り上げられています。

これも単なる残業削減として取り組んでも解決は困難で、働き方を見直さなければなりません。

なお、平成28年に予定されていた労働基準法の改正も気になるところですが、いまだ審査中であり、長時間労働の是正が先行する可能性が高いです。

このように「働き方改革」

は、企業に大きな影響を及ぼすものであり、まだまだ見直しが進んでいきます。注目して情報収集に努めましょう。

また、すでに施行されている改正でも、対応ができていないのではないかと不安に思うこともあります。

さらに、実務的な運用が正しく行われているかの検証も必要です。法改正の対応がひと段落している今こそ、内部監査的な視点で確認してみてください。

労働基準監督署の定期監督の実施結果をみると、ここ数年間、「労働時間」「割増賃金」「労働条件の明示」に関する違反がワースト3として挙げられています。

これらの事項を中心に精査することがよいでしょう。

そして、改正法の情報を中心にバージョンアップし続けることが重要です。

このように「働き方改革」

は、企業に大きな影響を及ぼすものであり、まだまだ見直しが進んでいきます。注目して情報収集に努めましょう。

また、すでに施行されている改正でも、対応ができていないのではないかと不安に思うこともあります。

さらに、実務的な運用が正しく行われているかの検証も必要です。法改正の対応がひと段落している今こそ、内部監査的な視点で確認してみてください。

労働基準監督署の定期監督の実施結果をみると、ここ数年間、「労働時間」「割増賃金」「労働条件の明示」に関する違反がワースト3として挙げられています。

これらの事項を中心に精査することがよいでしょう。

⑤ おわりに

労働関係法令は広範囲に及び、努力義務まで含めた法令となるとすべて遵守できている企業はほとんどないでしょう。

また、すでに施行されている改正でも、対応ができていないのではないかと不安に思うこともあります。

さらに、実務的な運用が正しく行われているかの検証も必要です。法改正の対応がひと段落している今こそ、内部監査的な視点で確認してみてください。

労働基準監督署の定期監督の実施結果をみると、ここ数年間、「労働時間」「割増賃金」「労働条件の明示」に関する違反がワースト3として挙げられています。

これらの事項を中心に精査することがよいでしょう。

そして、改正法の情報を中心にバージョンアップし続けることが重要です。

このように「働き方改革」

は、企業に大きな影響を及ぼすものであり、まだまだ見直しが進んでいきます。注目して情報収集に努めましょう。

また、すでに施行されている改正でも、対応ができていないのではないかと不安に思うこともあります。

さらに、実務的な運用が正しく行われているかの検証も必要です。法改正の対応がひと段落している今こそ、内部監査的な視点で確認してみてください。

労働基準監督署の定期監督の実施結果をみると、ここ数年間、「労働時間」「割増賃金」「労働条件の明示」に関する違反がワースト3として挙げられています。

これらの事項を中心に精査することがよいでしょう。

そして、改正法の情報を中心にバージョンアップし続けることが重要です。

このように「働き方改革」

は、企業に大きな影響を及ぼすものであり、まだまだ見直しが進んでいきます。注目して情報収集に努めましょう。

また、すでに施行されている改正でも、対応ができていないのではないかと不安に思うこともあります。

さらに、実務的な運用が正しく行われているかの検証も必要です。法改正の対応がひと段落している今こそ、内部監査的な視点で確認してみてください。

私のすすめる店

ナチュラルフーズ カフェ ヴァリオ

■ 場所：大田区東矢口1-7-20
■ 電話：03-4283-1824
■ 営業時間：11:00~17:30 (L.O.17:00)
■ 定休日：日・月・祝

カフェ ヴァ
リオは今年五月
二十六日にオー
プンしたばかり
の自然食のお店
です。



季節や日によって野菜が変わるイロイロ
ランチ一〇〇円は大きなお皿に、モチモ
チ玄米ごはん、酢豚風大豆ミート、スー
プ他五品も入って大変おいしくお薦めのラ
ンチです。

動物性食品、乳製品、卵、また添加物は
もちろん、白い砂糖も使わず無農薬な野菜
で素材そのものの味を楽しむ。そして味は
薄めなので体に変ヘルシーです。

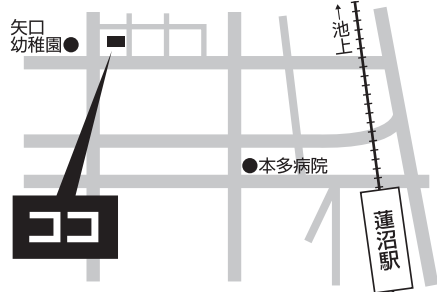
蓮沼駅から徒歩で五、六分の閑静な住宅
街にあります。道路より看板が見え、その
奥に進むと古民家を改装した素敵な建物です。

ランチドリンクは

一〇〇円引きです。

ゆっくりくつろげ
るカフェなので、一
度足を運んでみては
如何でしょうか。

〈保科 恵子 記〉



読者のひろばへ短歌

ヘルンとセツ

下丸子支部

佐々木由紀子

「波濤」同人

城のほとりのヘルンの旧居
この夏も百日紅ひゃくじつこうの花咲きてぬむ

父母の愛を知らぬヘルンに
縁結びの神が導きぬセツとの出会い

出雲弁に物語するセツのかたへ
ヘルンは夜夜を耳澄ましたり

ランプ芯下げて怪談を聞く
ヘルン突如亡者の魂たまにふれたり

シャボン玉をこはさぬほどの息遣い
セツは見守る筆持つヘルンを

Desk Side

デスクサイド

本年六月、とある団体の会議でアメリカのアトランタへ行ってきました。せっかくアメリカに行くので、欲張りをしてアメリカ横断をしようと考えました。今回はその体験を「バタバタアメリカ横断記」としてレポートさせていただきます。

まず、羽田空港からニューヨークへ。夕食はステーキを食べ、夜はブロードウェイで「シカゴ」を鑑賞いたしました。翌日はワシントンDCへ。世界の中枢である政治の世界を

アメリカ大陸を横断して



ら、コカコーラ記念館では世界中のコカコーラを試飲し世界の方々の味覚の違いを感じ驚かされました。次は西海岸のサンフランシスコへ。気温もガラッ

と変わり涼しくなりアメリカの広大さを体感しました。フィッシュマーケットで、エビとカニをいただき、ナパバレーではおいしいワインを堪能いたしました。そして最後の地ロサンゼルスへ。ハリウッドなどの観光地を見学し急ぎ足でしたがアメリカを楽しんできました。

自由の国アメリカと言われますが、貧富の差は非常に激しくテロなどが起こりうる可能性は高いと思います。が、アメリカの大きさに思いどくしようにもない問題だと思いました。

結論から言いますと「日本は最高」だと、改めて実感しました。(日本に帰ってからのおどん本当に美味しかった)

〈T・H〉

9月の予定

- 9月5日(火) 16:00~17:30
総務組織委員会 法人会館5F
- 9月8日(金) 18:00~19:30
第2回イブニングセミナー 法人会館4F
- 9月12日(火) 18:15~20:30
第3・第7ブロック合同税務研修会 大田区民プラザ
- 9月14日(木) 14:00~14:45 15:00~16:30
第2回常任理事会、理事会 プラザ・アペア
- 9月15日(金) 15:00~17:00
経営者セミナー 法人会館4F
- 【講師】NTT東日本
- 【演題】中小企業のための働き方改革セミナー
- 9月15日(金) 13:00~14:00
迎賓館赤坂離宮見学 現地集合
- 9月21日(木) 18:15~20:30
第6・第8ブロック合同税務研修会 産業プラザPio
- 9月26日(火)、29日(金) 9:00~11:45
簿記講習会(9月、2回) 法人会館4F
- 【講師】税理士鎗田一氏
- 【演題】「日商簿記3級10日間コース」
- 9月26日(火) 18:15~20:30
第4・第5ブロック合同税務研修会 産業プラザPio
- 9月27日(水) 10:00~12:00
経営者セミナー 法人会館4F
- 【講師】NTT東日本
- 【演題】中小企業のための働き方改革セミナー
- 9月27日(水) 13:30~16:30
パソコンセミナー 法人会館4F
- 【講師】(株)ブレン専任講師中村和彦氏
- 【演題】「エクセル基礎講座」
- 9月29日(金) 18:15~20:30
第1・第2ブロック合同税務研修会 産業プラザPio

10月の予定

- 10月3日(火)
チャリティゴルフ大会 佐倉カントリー倶楽部
- 10月4日(水)~27日(金) 9:00~11:45
簿記講習会(10月、8回) 法人会館4F
- 【講師】税理士鎗田一氏
- 【演題】「日商簿記3級10日間コース」
- 10月12日(木) 13:30~16:30
パソコンセミナー 法人会館4F
- 【講師】(株)ブレン専任
- 【講師】中村和彦氏演題「エクセル関数活用講座」
- 10月12日(木) 17:30~19:50
会員増強・福利厚生制度推進会議 プラザ・アペア
- 10月16日(月) 13:30~16:00
決算法人説明会 消費者生活センター
- 10月23日(月) 13:30~16:30
源泉税新任者講座 法人会館4F
- 【講師】蒲田税務署 熊本上席調査官
- 【演題】現物給与・経済的利益について
- 10月31日(火) 14:30~16:50
第40回税務連絡員会同 産業プラザPio
- 税を考える週間講演会

11月以降の予定

- 11月1日(水) 17:30~20:00
チャリティ寄席 大田区民ホール・アブリコ大ホール
- 11月7日(火) 13:00~16:30
年末調整等説明会 大田区民センター
- 11月9日(木) 13:30~16:30
パソコンセミナー 法人会館4F
- 【講師】(株)ブレン専任講師中村和彦氏
- 【演題】「エクセルで作る見積書作成講座」
- 11月9日(木) 13:00~16:30
年末調整等説明会 産業プラザPio
- 11月10日(金)~29日(水) 9:30~11:30
法人税基礎講座(11月、6回) 法人会館4F
- 【講師】税理士鎗田一氏
- 【演題】「確定申告書作のための講座」
- 11月10日(金) 10:30~11:30
税を考える週間署長講演会 産業プラザPio
- 11月10日(金) 13:00~16:30
年末調整等説明会 産業プラザPio

法人かまた

No.474
平成29年9月1日発行

発行人/伴 良二
発行/公益社団法人蒲田法人会
〒144-0052 大田区蒲田5丁目40番1号
電話 3734-7300 FAX 3734-7399

稼働法人数 8,522社
加入法人数 3,088社
加入率 36.2%
[平成29年7月末現在]



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIWA 大同生命保険株式会社

東京支社 品川営業部/東京都品川区大崎3-6-28
(Daiwa大崎3丁目ビル3F)
TEL 03-3490-3161



AIU 損害保険株式会社

東京第一エリア統括部東京第三プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル14F)
TEL 03-6894-9100

“北京卵めん”

業務用中華麺・手作り風中華万頭・
餃子・春捲・シュウマイ・ワンタン
の皮及び春捲 製造販売・卸。

株式会社 **菅野製麺所**

代表取締役 菅野善男

本 社 東京都大田区西蒲田 6 丁目29-2
〒144-0051 TEL 03-3735-1561(代)
FAX 03-3730-0599
埼玉支社 埼玉県吉川市八子新田972
瑞穂工場 東京都西多摩郡瑞穂町長岡3-1-34

「生きる」を創る。

Aflac

法人会の「福利厚生制度」

蒲田法人会認定 推進代理店

ファミケア株式会社

雑色バス通り店 仲六郷 2 丁目 16-7
穴守稲荷駅前店 羽 田 4 丁目 10-2
橋 本 オフィス 西糀谷 1 丁目 12-24

 **0120-82-0269**

優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にする経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を



東法連特定退職金共済制度

東法連特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-11-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公 益 財団法人 **東法連特定退職金共済会**

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>

会 員 特 典

公益社団法人 蒲田法人会の 葬儀支援サービス

家族葬、一般葬、
社葬や宗教・宗派問わず、
各地域のしきたりに
合わせたご葬儀の
ご相談承ります



新たな会費のご負担や
制度加入手続きは
一切必要ございません。

制度利用で「蒲田法人会」から **生花** 又は **花環** を一基提供

首都圏平均**50万円**相当の
葬儀に必要な**基本セット**が

75歳未満の役員

無 料

75歳以上の役員および
役員のご家族[※]の方

24万円
(税別)

※ 家族とは「配偶者、子女、(役員及びその配偶者)の両親・祖父母」にあたります。

でご利用いただけます。

■ ご提供される基本セットの内容(首都圏の例)



祭 壇



お 棺

内装用品・納棺用品



寝台車

車庫から10kmまで

- ご遺影(白黒)
- お位牌(白木)
- 会葬礼状(100枚)
- 枕飾り
- ご遺体保存用品(ドライアイス1回分) など

※ 式場使用料、会葬返礼品や飲食・料理などの接待費、寺院関係費、火葬料等は基本セットに含まれておりません。

※ 葬儀社や地域によって、基本セットの内容が異なる場合がございます。

提携葬儀社 **くらしの友**

くらしの友は首都圏を中心に29箇所の直営斎場を運営。高い品質、お客様満足度も高く、おすすめしている提携葬儀社です。

くらしの友互助会会員併用利用特典として
葬儀費用総額から**5万円**を差し引きます。

くらしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

“安心”全国ネットワーク

離れて暮らすご家族の
ご葬儀依頼も
可能です。

加盟葬儀社
約 **500**

斎場施設
2,400超

制度内容や斎場検索ができる
ホームページがあります。
葬儀の知識等も掲載。
スマホからもOK。



葬儀のご手配、事前相談はこちら

全国儀式サービスコールセンター

24時間 / 365日対応



0120-421-493

※ご利用の際は、事前に上記の電話番号へご連絡ください。葬儀社とのお打合せ後のご連絡では、ご利用になれません。

制度運営 株式会社 全国儀式サービス TEL.03-3739-0755

記載のサービス内容は、平成29年4月現在のものです。状況により変更となる場合がございます。